平成３０年（フ）第４６号
山形市江俣４丁目11番34号　さくらハイツ江俣　103号
債務者　村上　健治
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０８号
北九州市門司区中町４番18―504号
債務者　石田　一海
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２７号
北九州市小倉北区馬借３丁目５番１―313号
債務者　永井　麻美（旧姓堀本）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２３５号
北九州市小倉南区朽網東１丁目16番９号
債務者　新川美喜代
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２号
北海道標津郡中標津町南中８番地21　Ｃ―６
債務者　中山　浩
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第２４号
北海道根室市明治町２丁目16番地１　であえ～る明治団地２号棟212号室
債務者　髙橋あずさ（旧姓金谷）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第３９８号
埼玉県朝霞市本町１丁目37番10号　第二富士レジデンス101号室、旧住所埼玉県朝霞市根岸台７丁目11番17号　カーサ朝霞201
債務者　山﨑　善明
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０９号
埼玉県川口市坂下町３丁目32番43号　千代田荘３号室
債務者　小野寺　洋
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２９号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番４―507号
債務者　夏山　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２５号
札幌市西区二十四軒１条６丁目13番16―202号
債務者　菊地　美香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６４号
札幌市白石区菊水６条１丁目６番９号　ＮＯ．４クリーンシャトー304号
債務者　西海智恵子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２６号
札幌市西区八軒７条東１丁目３番７―302号
債務者　田中　盛子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４６号
札幌市西区西野10条６丁目２番１号　都ハウス２号
債務者　山末　敏行
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８０号
札幌市手稲区曙６条３丁目12番21号　ロジェ曙Ⅰ―205号
債務者　菅野　智仁
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１号
釧路市大楽毛西１丁目５番６号、申立前の住所釧路市桜ケ岡７丁目11番20号　レオパレス桜ケ岡201号
債務者　佐々木康太
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７２号
釧路市大楽毛西１丁目５番６号、申立前の住所釧路市桜ケ岡７丁目11番20号　レオパレス桜ケ岡201号
債務者　佐々木　香（旧姓星）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６１号
盛岡市南大通１丁目11番14号
債務者　佐々木紀美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部